

平成28年度 財政援助団体等監査（2）監査結果措置状況

《神戸市立自立援助ホーム子供の家指定管理者》

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>(1) 指摘事項</p> <p>④ 施設及び設備の保全業務を適正に行うべきもの</p> <p>施設及び設備については、施設及び設備の保全業務に関する仕様書（以下「保全業務仕様書」という。）において、点検・保守及び修繕、設備の運転・監視業務等の保全業務を円滑に実施するために必要な事項を定めている。しかし、保全業務仕様書の規定とは異なる下記のような事例があった。</p> <p>本市所管局は保全業務仕様書に定めた保全業務の必要性を十分に認識したうえで、指定管理者に仕様書に従った保全業務を行うよう指導し、確実に履行の確認を行うべきである。</p> <p>（事例）</p> <p>ア 保全業務仕様書では、法定資格である建築物環境衛生管理技術者の選任を定めているが、指定管理者においては、法定資格者がいないため選任されていない事例</p> <p>イ 法令点検及び定期点検業務について、法令等に基づき保全業務仕様書で定めている周期で実施していない事例</p>	<p>指定管理者に対して、保全業務仕様書を再度確認のうえ、仕様書に従った保全業務の実施及び実施スケジュールの作成を指導した。</p> <p>建築物環境衛生管理技術者の選任については、衛生監視事務所に確認したところ、自立援助ホーム子供の家は、建築物環境衛生管理技術者は必要ないとの事であった。平成31年度中に、平成32年度からの指定管理者の公募を行うが、それにあわせて仕様書の見直しを行う予定。</p> <p>保全業務の履行確認を確実にを行うため、上記の実施スケジュールを確認し、例月の報告との状況を確認した。</p>	<p>措置済</p>